

平成27年度 違法駐車及び放置自転車・バイククリーンキャンペーン 横浜市実施要綱



目的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、違法駐車及び放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

実施期間

平成27年10月1日（木）～10月31日（土）の1か月間

スローガン

「ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車」

「困ります！ 自転車置きざり 知らんぷり」



重点



1. 違法駐車、放置自転車・バイクの追放
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車・バイククリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（横浜駅西口）

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践活動を行います。

横浜市・区

1. 違法駐車や放置自転車等の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
2. 放置自転車・バイクをなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。

警察

1. 交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
3. 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

1. 各種キャンペーンを実施し、地域住民の違法駐車及び放置自転車・バイクの追放気運の醸成を図ります。
2. 事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかけます。

地域・家庭

1. 違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について家族で話し合います。
2. 会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進します。
3. 関係機関・団体が実施する違法駐車追放キャンペーンや放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加します。
4. 車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにします。

教育関係

違法駐車及び放置自転車・バイクの迷惑性などについて、個人の責任感の醸成を中心とした指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
2. 駅周辺の放置自転車・バイクの移動活動に協力します。
3. 関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・放置自転車課

電話(671)2323 FAX(663)6868